

平成30年東松島市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成30年6月22日(金)
午後1時30分
場 所 東松島市役所 3階 第3委員会室

- 1 出席確認
- 2 開会宣言
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育行政報告
- 6 議事
 - (1) 承認第 4号 専決処分した事件(平成30年度一般会計補正予算(第1号)
(教育委員会事務に係る部分))の承認について
 - (2) 議案第19号 東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正
する訓令について
 - (3) 議案第20号 東松島市被災地学生支援特別奨学生の候補者選考基準に関する
要綱の制定について
 - (4) その他
- 7 閉会宣言
- 8 その他報告事項
 - 小・中学校児童生徒状況について(平成30年5月分)
 - 教育委員会行事予定表(平成30年7月分)について
- 9 散 会

平成30年6月22日

平成30年 第6回 東松島市教育委員会定例会議案

- | | | |
|--------|--|----|
| 承認第 4号 | 専決処分した事件（平成30年度一般会計補正予算(第1号)
（教育委員会事務に係る部分））の承認について | P1 |
| 議案第19号 | 東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正
する訓令について | P2 |
| 議案第20号 | 東松島市被災地学生支援特別奨学生の候補者選考基準に関する
要綱の制定について | P4 |

東松島市教育委員会

承認第4号

専決処分した事件（平成30年度一般会計補正予算(第1号)
（教育委員会事務に係る部分））の承認について

このことについて、東松島市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたが、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求める。

平成30年6月22日 報告

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

議案第19号

東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年6月22日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成17年教育委員会訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の2 の表を次のように改める。

対象者	補助限度額		
	第1子	第2子	第3子以降
階層 ~ においては、第2子以降に該当する場合の兄・姉について年齢制限は設けないが、生計を一にする者に限る			
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円		
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割額が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下となる世帯	年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
対象者	補助限度額		
階層 及びそれ以外の区分の世帯においては、第2子以降に該当する場合の兄・姉は小学3年生までであることとする	第1子	第2子	第3子以降
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が211,200円以下となる世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		年額 154,000円	年額 308,000円

対象者	補助限度額		
	第1子	第2子	第3子以降
階層 ~ においては、第2子以降に該当する場合の兄・姉について年齢制限は設けないが、生計を一にする者に限る			
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割額が非課税となる世帯	年額 308,000円		
当該年度に納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下となる世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

議案第20号

東松島市被災地学生支援特別奨学生候補者選考基準に関する要綱の制定について

東松島市被災地学生支援特別奨学生候補者選考基準に関する要綱の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年6月22日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市被災地学生支援特別奨学生候補者選考基準に関する要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、東松島市（以下「市」という。）と大東文化大学との地域連携基本協定に基づき実施する被災地学生支援特別奨学生制度について、東松島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する被災地学生支援特別奨学生の候補者（以下「候補者」という。）の選考基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「特定大規模災害等」とは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。

2 この訓令において、「被災地学生支援特別奨学生」とは、特定大規模災害等の発生した地域に居住する者又は特定大規模災害等の発生時に当該地域に居住していた者で、特定大規模災害等の発生に起因して進学が困難であるものに対し、大東文化大学の学士課程に入学、又は入学する見込みの者で当該大学が給付する被災地学生支援型の特別奨学金の給付認定を受けた者をいう。

（候補者の要件）

第3条 候補者は、大東文化大学が実施する特別奨学生推薦入学試験（以下「推薦入学試験」という。）を受験する者で次の要件を全て満たすものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（1）推薦入学試験への出願の時点において、市内に2年以上居住している者（過去に2年以上居住していた者を含む。）又は居住する見込みのある者で、次のいずれかに該当するものであること。

ア 市内に住所を有していること。

イ 候補者が市外に住所を有している場合にあっては、候補者の保護者又は保護者に代わって家計を支える者（以下「保護者等」という。）が市内に住所を有していること。

ウ 特定大規模災害等の発生により市外に避難をしていること。

（2）高等学校に在学し、卒業が見込まれ、又は高等学校卒業後、1年未満で当該学校長の推薦を得られること。

（3）保護者等の年間収入の合計額が、給与所得者にあつては841万円以下であること、給与所得者以外の者にあつては年間所得が355万円以下であること。ただし所得証明書等における年間収入の合計額が上記の額を超える場合であっても、推薦入学試験の出願の時点において保護者等が退職、失業、廃業などの状態にある場合はその旨を証明する書類の提出をもって対象とする。

（4）市の復興及び再建のために貢献する意志を持つものであること。

(選考基準)

第4条 候補者の選考に当たっては、別に定める東松島市被災地学生支援特別奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、次の事項に留意して選考するものとする。

- (1) 日常の言動を通じて、道徳的に責任を重んじ、他人に対して敬愛親和の情を持ち、利己的態度もなく、道徳的悪癖がないこと。
- (2) 日常の言動を通じて、性格は強い意志を有し、努力的精神が旺盛で、日常の行動に適切な分別がつけられ、また、純粹で豊かな感情を持っていると認められること。
- (3) 地域活性化、ボランティア活動等の地域おこし活動への参加実績から、積極的な社会参加ができていること。
- (4) 市の良さの発見・理解に努め、それらを市内外に伝える活動をしようとする意志があること。
- (5) 市と大東文化大学との連携事業に積極的に関わる意志があること。
- (6) 卒業後に市内への定住の意志があること。

2 選考委員会の委員長が必要と認めるときは、前項の選考に関し意見を聴くために委員以外の出席を求め、又は調査することができる。

(推薦申請手続)

第5条 候補者になろうとする者は、東松島市被災地学生支援特別奨学生推薦申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 東松島市被災地学生支援特別奨学生推薦書(様式第2号)
- (2) 前条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に関する考え及び思いをまとめ、400字詰め原稿用紙2枚以内に直筆で記載した小論文
- (3) 保護者等の収入を証する書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項の申請書は、教育委員会が別に定める日までに提出しなければならない。

(推薦報告)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の規定により候補者に選考された者を、大東文化大学に対して、遅滞なく、推薦するものとする。

(推薦の取消し)

第7条 教育委員会は、前条により推薦した者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、推薦を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する候補者資格を満たさないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により推薦を受けたとき。
- (3) 辞退の申出があったとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。

(周知方法)

第8条 被災地学生支援特別奨学生の制度は、市広報誌及び市ホームページ等により市民に対して周知し、理解及び協力を得るものとする。

(併用)

第9条 被災地学生支援特別奨学生となった者は、市で実施する他の奨学金制度を併用することができる。

(その他)

第10条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

東松島市被災地学生支援特別奨学生推薦申請書

× 受付番号 第 号		× 判定		× 決定番号 第 号													
フリガナ		本 籍															
氏 名		本人現住所															
生年月日 年 月 日生		保護者又は親権者等現住所															
男 ・ 女 (満 歳)		東松島市															
持家・借家・社宅・その他 ()		電話番号 ()															
在 学 校		立 高 校		部 第 学年													
		科															

年 3 月 卒業見込み ・ 卒業																	
家 族 構 成	父母等被扶養者	続柄	氏 名	年 齢	職業及び勤務先	所得の 種類	収入・売上金額 (税込み) 万円				審査所得金額 (税込み) 万円						
		父															
		母															
[~ の計] 世帯合計審査所得金額																	
教育委員会使用欄	給与所得者の年間収入合計判定基準額													8	4	2	
	給与所得者以外の年間収入合計判定基準額														3	5	2
	[- または -] 額																
<p>上記のとおり記載事項に相違ありません。</p> <p>東松島市教育委員会が世帯情報と税情報等について確認することに同意した上で東松島市被災地学生支援特別奨学生として推薦されるよう申請します。</p>							<p>所得判定の可否 の計算結果がマイナスの場合は 可 の計算結果がプラスの場合は不 可</p>				可 ・ 不可						
<p>東松島市被災地学生支援特別奨学生奨学生として給付が決定した場合には、責任を果たし、その義務を履行することを、本人、保護者・親権者等、連署して誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東松島市教育委員会 様</p>																	
							本人氏名 _____ 印										
							保護者・親権者等 _____ 印										
							氏 名 _____										

(記入上の注意) * ×印のところは、記入しないこと。 印のところは、該当するものを で囲むこと。
 * 所得は、出願前 1 年間の収入を家族全員について記入のこと。(10,000 円未満は、切捨て)
 * 家族構成を証明する住民票謄本等の公的書類を添付すること。
 * 家族全員の収入を証明する源泉徴収票等の公的書類を添付すること。

東松島市被災地学生支援特別奨学生推薦書

氏名	在 学 校 立 学 校 出 身 校	卒 業 見 込 卒 業
学 力	推薦時又は卒業時の席次(学年)	人 中 位
	評 定 平 均 値 小 数 点 以 下 2 位 を 四 捨 五 入	大 学 ・ 専 修 学 校 (専 門 課 程) に つ い て は 高 等 学 校 の <u>出 願 時 に お け る 学 年 の 履 修 科 目 の 評 定 を 全 て 合 計 し 、 全 履 修 科 目 数 で 除 し た 数 値 を 記 入 の 事 。</u> (評 定 は 、 5 段 階 法 に よ る 事 。)
人 物	学 校 に お け る 選 考 委 員 、 担 任 教 師 等 の 所 見 、 生 徒 指 導 要 録 の 「 行 動 及 び 性 格 」 等 の 諸 記 録 を 基 に 総 合 的 に 判 定 す る 事 。	
	A 特 に 人 物 が す ぐ れ 、 奨 学 生 と し て 適 格 で あ る 者 B 奨 学 生 と し て 適 格 と 認 め ら れ る 者	
推 薦 所 見 (人 物 ・ 学 力 ・ 家 庭 等)	(Blank area for recommendation text)	
上 記 の 者 は 、 人 物 、 学 力 と も に 優 秀 か つ 健 康 で 、 東 松 島 市 被 災 地 学 生 支 援 特 別 奨 学 生 と し て 適 当 だ と 認 め 、 推 薦 し ま す 。		
年 月 日 東 松 島 市 教 育 委 員 会 様		
学 校 長		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 25px; margin: 0 auto;"> 職 印 </div>

印のところは、該当するものを で囲むこと。この書類は、封筒に入れ封をすること。